

第43回戸田市商工祭

－ 出店要項 －

この出店要項は責任者だけではなく、全スタッフにも周知徹底をお願いします

戸田市商工祭実行委員会

◆開催概要◆

■ イベント名称

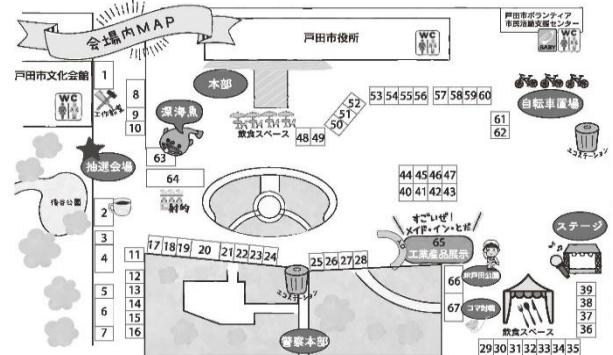
第43回戸田市商工祭

■ 目的

市内商工業者の製品・商品を広く市民に知っていただくことを通して、市内商工業者と市民、市民と市民のコミュニケーションを深める賑わいの場を提供します。

■ 日時・場所

1. 開催日時：令和7年10月25日(土)～26日(日)
午前10時から午後4時まで
2. 開催場所：市役所駐車場、市役所通り
※会場内禁煙
3. 交通規制：午前9時～午後5時



■ 実施内容 (※予定)

1. 商業部：ウェルカムマーケット（飲食、物販、PR・啓蒙活動）
2. 工業部：市内企業の製品・商品展示PR「すごいゼメイド・イン・とだ」
印刷・製本関連企業展示コーナー（協力：六千会）
クイズコーナー（協力：JCOM川口戸田）
親子工作教室（協力：ニッケン建設株）
コマ対戦（中学生以下参加イベント）（協力：三協ダイカスト株）
SDGs PRコーナー：市経済戦略室
こども駅長制服撮影会・缶バッジ作製体験（協力：JR東日本戸田公園駅）
3. 女性部：コーヒー、スーパーボールすくい、水ヨーヨー
4. 青年部：ステージイベント、へだ深海魚まつり i n とだ、射的
5. 姉妹都市・交流都市：産直品販売
6. 関係団体・福祉団体：自主製品販売、活動PR
7. その他：抽選会 他

■ 実施体制

1. 主催：戸田市商工祭実行委員会
2. 後援：戸田市、戸田市町会連合会
3. 協賛：埼玉県美里町、福島県大信商工会、沼津市商工会戸田支所、山形県大蔵村
長野県小布施町、六千会（戸田市印刷製本関連産業）、JR東日本戸田公園駅
戸田市商店会連合会
4. 協力：戸田市文化会館、県立戸田翔陽高等学校、市民活動支援センター

◆出店概要◆

Ⅰ 出店条件

出店する者は、以下の事項を全て満たしていることとします。

1. 戸田市商工会の会員(市内企業優先)で、実店舗を有する個人事業主または法人。
2. 販売する商品は自社の取扱品目(営業品目)に関連する商品であること。
※例外として、取扱品目(営業品目)PRのための自社商品外の販売は可。
例 綿菓子機を製造する法人(個人)が、自社製品を使って綿菓子を販売する行為
3. 実店舗での販売が日常的(休日、イベント時のみではないこと)であること。
4. 関係法令等に違反していないこと。
5. 反社会的勢力(暴力団等)との関係がないこと。
6. 当イベントの広報(SNS、HP等)に協力すること。
7. 期日までに出店料、電気使用料(電気を使われる方のみ)を納付していること。
8. 出店申込内容に沿った出店をすること。
9. 商工祭終了後(1時間程度)、会場清掃活動に参加すること。
10. 主催者の指示決定に従うこと。

Ⅰ 遵守事項

以下に該当した場合、即時出店取消・販売中止と以後の出店をお断りさせていただきます。

1. 出店者テント内での出店者・お客様による喫煙、飲酒 ※会場内は禁煙
2. 発電機の持ち込み、薪(炭)及びカセットコンロの使用 ※火元はLPガス・電気に限る
3. 申告した電気量(ワット数)を上回る電気の使用
4. 保健所の事前審査で認められない品目の販売
5. 出店名義(テント)の又貸し
6. 会場周辺への路上駐車、近隣店舗・施設への無断駐車
7. 戸田市暴力団排除の条例に基づき、条例に該当する団体の関与があった場合
8. 上記出店条件や遵守事項を守れない場合、主催者の指示決定に従えない場合

Ⅰ 出店募集

1. 募集区画 55区画(内キッチンカー5区画) ※レイアウト変更により区画は増減する場合があります。 ※出店場所は抽選の上、配置を決定します。
2. 出店料 2日間 テント1区画 市内会員 30,000円(税込) 市外50,000円(税込)
キッチンカー 市内会員 30,000円(税込) 市外50,000円(税込)
※抽選会賞品代含む。
※出店料支払後の出店者都合によるキャンセルは、出店料の返金はいたしません。
3. 出店形態 主催者で用意したテント及びキッチンカー。
※キッチンカーでの出店の場合は、出店申込とあわせてこれまでの出店実績及び販売中の写真等を提出していただきます。
4. 電気使用 電気を使用する方は、電気使用料がかかります。1.5KW(2口コンセント)まで10,000円(税込)、以降1.5KW毎に5,000円(税込)を加算。

Ⅰ 出店までの流れ



【申込兼臨時出店届】 出店申込。

【審査・結果通知】 審査の上、出店者を決定。結果を書面またはメールにて通知。

※9月上旬頃を予定。

※審査結果についての異議申立は受け付けておりません。

【出店料支払】 出店許可がおりた方のみ、期日迄に現金・振込にて出店料支払。

【出店者会議】 内容説明と出店場所抽選。

※出店場所抽選の順番は出店申込書の受領順で実施します。

※会議欠席の場合、出店場所は主催者に一任していただきます。

【商工祭】 出店者ミーティング・出店。終了後、売上報告。

Ⅰ 販売品目

販売する商品は、以下のいずれかに該当するものとします。

1. 飲食物（軽食、スイーツ、アルコール、ソフトドリンク等）・物販品
2. 地域特産品（野菜、果物、水産物等）
3. 雑貨・クラフト
4. PR・啓蒙活動
5. その他、主催者が適当と認めたもの

Ⅰ 飲食・物販・地域特産品販売条件

1. 出店日数が年間8日以内かつ出店する行事が年間4行事以内。

2. 同一年行事における出店が3日以内。

3. 当日は「地域通貨戸田オール」の取扱店となさせていただきます。

【参考】<https://toda-oar.main.jp/todaoar/>

4. 衛生上、飲食提供時に使用する食器類は、必ず使い捨てのものを使用すること
なお、戸田市は「2050年ゼロカーボンシティとだ」を表明しています。ごみの分別やプラスチックごみ削減にご協力下さい。

5. 埼玉県「行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領」を遵守すること。

【参考】<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/232488/youryou3.pdf>

6. 食中毒予防のため、埼玉県「臨時出店における注意事項」を遵守すること。

※臨時出店であっても、食中毒等の事故があった場合は営業許可と同様の責任を伴います。【参考】<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/232488/tyuuijikou.pdf>

地域通貨戸田オール	臨時出店に係る取扱要領	臨時出店における注意事項
		

Ⅰ 雑貨・クラフト販売条件

1. 販売可能な製品及び提供可能なサービスであること。
 - (1) 手作り製品（アクセサリー、布小物、陶器等）
 - (2) ブース内における簡易的なワークショップの開催
2. 不用品や贈答品等の転売でないこと。
3. ワークショップを開催する場合、周囲の迷惑とならないよう十分配慮すること。
4. 当日は「地域通貨戸田オール」の取扱店となっていただきます。

Ⅰ PR・啓蒙活動条件

1. 自社及び団体の活動PRに限ること。
 - (1) 特定の国・政治団体・宗教団体・思想団体の宣伝、勧誘活動、演説および批判活動、強引な勧誘や客引き、寄付・署名等を求める行為は禁止です。
 - (2) ブース以外でのビラ・チラシ・サンプル品の配布は予め主催者までご相談下さい。
事前にご相談のないまま当日配布を行った場合、主催者の判断により配布を中止させていただきますので、予めご了承下さい。

Ⅰ 出店仕様・販売

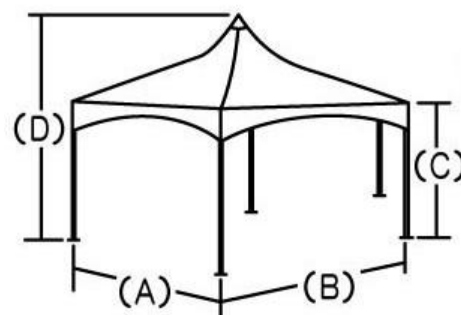
1. テントサイズ

奥行(A)	間口(B)	軒高(C)	全高(D)
2.7m	3.6m	2.0m	3.2m

※主催者が用意し、設営した状態でお貸しします。

キッチンカー

全長5.5m以内に限る



2. 基本備品

物品名	規格等	数量
統一看板	アクリル製 W700mm×H200mm	1枚／店
テントウエイト	鋳鉄製 20kg／個	4個／店

※主催者が用意します。

※出店者統一看板をテントに取り付けます。終了後、設営業者が回収いたします。

※初めて出店される方は、統一看板を作成します（主催者負担）。

※統一看板の紛失・破損・損傷及びテントの汚し・破損・損傷等はすべて弁償していただきます。汚れや損傷具合の判断は、主催者及び設営業者が行います。

3. その他備品

- (1) 防災の関係上、出店者の皆様に消火器の設置義務化とさせていただいております。
火器使用を問わず必ず業務用消火器を持参して下さい。
- (2) 発電機の持ち込み、薪(炭)及びカセットコンロの使用はできません。
- (3) 通電までの時間、ポータブル電源(リチウムイオン蓄電池：1台)の使用を可。
※通電時間は午前9時30分から午後4時30分までとなっております。
- (4) 飲食物販売者は地面の汚れ防止のため、必ずテント内を養生して下さい。
- (5) 汁物・飲料の販売者は、バケツ等を用意して下さい。
- (6) その他、出店に必要な備品・装飾品等は、必要に応じて各自用意して下さい。
販売用のテーブル等は設営業者に注文が可能です。(※有料・別紙)

4. 諸注意事項

(1) 備品に関すること

- ①備品の大きさ等の制限はありませんが、ブース内に収まる大きさを心掛けて下さい。
- ②ストックヤードの用意はありませんので、商品等は各ブース内で保管して下さい。
- ③出店テント、看板枠からはみ出しての装飾設置はできません。
- ④相応しくない装飾と主催者が判断した場合は、撤去を指示することがあります。
- ⑤自前ののぼり旗は頑丈に設置をお願いいたします。
- ⑥テント上部に看板を設置される方は地上より3m以内で設置をお願いいたします。



3m以内

(2) 販売に関すること

- ①販売する商品には商品名・価格をPOP等で明示し、適正価格での販売を努めて下さい。
- ②商品の品質・内容・価格等について正確に表示し、虚偽表示や誤認させる表示とならないよう留意して下さい。
- ③購入&受け取り待機列の整理、誘導するスタッフを用意して下さい。
- ④事務局では両替の対応はできません。つり銭は、予め各自で用意して下さい。
- ⑥電子決済等を利用する場合、不測の事態に備えて、現金支払いに対応できるようにして下さい。なお、通信障害等によるトラブル対応はできません。
- ⑦出店で生じたゴミは必ずお持ち帰り下さい。また、会場内の側溝や植え込みに汚水を流さないで下さい。上記に違反した場合、清掃料を請求させていただきます。
- ⑧商品を置いて帰る場合は、上にカバーをし、飛ばないようにして下さい。なお、貴重品・高価品は各自必ず持ち帰って下さい。
- ⑨拡声器、ラジカセ、メガホン等を使用しての音出し行為は禁止しています。
- ⑩通電時間外は電力が通っていません。商品管理など各店舗の自己責任でお願いします。
- ⑪販売した行為・商品に関する事故、苦情は出店者の責任において誠意を持って対応して下さい。
- ⑫来場者への傷害や食中毒発生時の損害賠償に対応できるよう保険加入の措置をお願いします。
- ⑬終了時間までに商品が売り切れた場合でも早めの撤収はできません。原則として「開催時間＝出店時間」とします。個々の事情にはお応えできません。
- ⑭本部テント前にて出店者ミーティングを開催します。

日時 令和7年10月25日(土)午前9時30分

Ⅰ 搬入・搬出

1. 搬入・搬出時間

- (1) 搬入 両日とも午前7時30分から午前9時まで
- (2) 搬出 両日とも午後4時から午後6時まで

2. 出店者(場内入場兼駐車許可)証の掲出

会場内への車両乗り入れ及び出店者駐車場に駐車する場合は、出店者証の掲出が必要です。車のダッシュボード上に置き、主催者が確認できる状態にしてください。

3. 注意事項

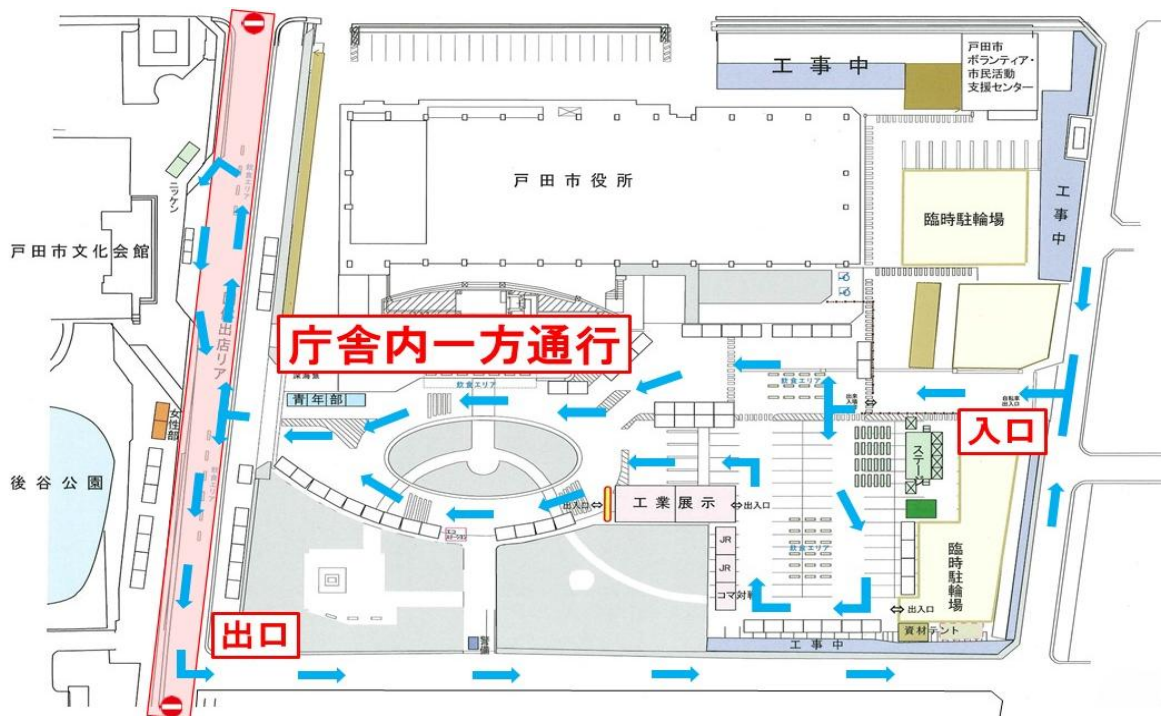
- (1) 安全管理上、開催時間内の搬入、搬出作業はできません。また、周囲にご配慮いただき、事故のないよう十分ご注意ください。
- (2) 開包、梱包等の搬入、搬出に係る作業は必ずブース内で行い、他の出店者様の迷惑にならないよう十分注意して下さい。
- (3) 荷下ろし時間の規制はありませんが、隣同士・向かい側同士と荷下ろし時間が重なる場合があります。荷下ろし後速やかに車を移動下さるようご協力をお願いします。
- (4) 主催者への荷物(備品)の事前受取はしていません。当日ご自身で搬入して下さい。

4. 撤収ルート

※片付けは1時間以内に終了していただき、速やかに撤収をお願いいたします。

※商工祭終了時(車両規制解除は午後5時です)の撤収ルートを決めさせていただいております。市役所東門から警備員の指示に従って入場し、市役所正門から退場をお願いいたします。また、市役所正門は一方通行の出口となっています。正門からの進入はできませんのでご注意ください。

会場のレイアウトは変更となる場合があります。ただし、「市役所東門からの入場」と「正門からの退場」に変わりはありません。



Ⅰ 出店者駐車場

戸田市新曽45付近（レストフットサルシティ戸田様隣）

- (1) 出店者(場内入場兼駐車許可)証は1店舗1台です。この証は駐車場を確保するものではありません。駐車許可証があっても満車の場合は駐車できない場合があります。
- (2) 大型トラック等の駐車はできません。
- (3) 会場周辺への路上駐車、近隣店舗・施設への無断駐車はご遠慮下さい。



Ⅰ 抽選会

会場内で戸田市共通商品券などが当たる抽選会を実施します。

- (1) 抽選時間 25日(土)・26日(日) 午前10時から15時まで(受付は14:30まで)
抽選場所 特設会場(文化会館前)
参加方法 会場内で300円以上お買い上げにつき補助券1枚進呈。3枚で1回抽選。
賞品 戸田市共通商品券1000円分、協賛団体賞等 ※当選本数に達し次第終了
※出店関係者様の抽選参加はご遠慮下さい。

(2) 補助券の発行

- ①補助券は300円以上お買い上げのお客様に1枚お渡し下さい。なくなり次第、本部にて補充して下さい。規定枚数以上の進呈はご遠慮下さい。
- ②補助券裏面に自店スタンプを押印して下さい。
- ③補助券は出店料に含まれています
- ④本部で用意した補助券がなくなった後は、各店舗で配布完了次第終了となります。その場合、同封の「配布終了」POPをお店に掲示して下さい。



◆行政手続（届出）関連◆

Ⅰ 保健所関連

飲食物の販売に当たり、衛生面に細心の注意を払って下さい。全国的に食中毒事件が発生しており、高額な賠償を求められるケースもあります。なお、万が一食中毒等が発生した場合、出店者の責任となります。

1. 臨時出店届の届出

埼玉県が定める「行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領」に基づき、「臨時出店届」は、主催者が保健所へ届け出ます。

出店者は「臨時出店の概要」にて販売メニュー、調理工程、販売食数を記載の上、期日までに主催者まで提出して下さい。

2. 販売品目

- (1) 販売メニューは「臨時出店の概要」に記載のあるものに限りします。
- (2) 生モノ(例：冷やしきゅうり/刺身等)の販売は、一切禁止です。販売できる商品は、加熱処理したものに限りします。
- (3) 保健所の指導により、販売できない品目が発生する場合があります。
- (4) 現場での仕込み（生鮮食品、肉をカットするなど）はできません。必ず営業許可のある仕込み場で行って下さい。

2. 保健所備品

保健所の指導により、下記の備品は必ず各自で用意して下さい。設置が確認できない場合は営業ができません。

1	ポリタンク18L(コック付き)	手洗い用・食器洗い用として
2	排水用ポリバケツ	洗浄用・排水用として
3	冷蔵設備(クーラーボックス等)	食品保管用として
4	温度計(ガラス製品以外)	3の中に設置すること(1室につき1つ)
5	フタ付きゴミ箱	45L以上のフタ付き
6	手洗いせっけん	各自手洗い用として
7	アルコール消毒薬	消毒効果のあるもの
8	ペーパータオル	手洗い後は、ペーパータオルでふき取ること
9	使い捨て手袋	調理者全員が十分に使用できる数量を用意

3. 食材管理

- (1) 必ず衛生面に気を付けて調理、販売を行って下さい。
- (2) 食材管理が難しいと主催者が判断した品目は、販売を中止していただく場合があります。
- (3) 不衛生と主催者が判断した場合、営業を停止していただきます。
- (4) 提供した食品は、保存検食として保管することを推奨します。

4. 出店スタッフ

- (1) マスク着用に関しましては任意とします。
- (2) 調理・販売スタッフは、使い捨て手袋の装着と清潔な服装の着用をお願いします。

5. 販売面

販売面は、お客様用アルコール消毒を必ず設置して下さい。

6. アレルゲン表示

(1) アレルギー事故防止のため、特定原材料8品目の表記を義務とします。

特定原材料8品目【卵・乳・小麦・そば・落花生(ピーナッツ)・くるみ・えび・かに】

(2) アレルゲンPOPを各自用意し、営業中は必ずお客様が見える位置に掲示して下さい。
お客様の命に関わる事項です。原材料の確認、記入漏れ等がないようにして下さい。

(3) アレルゲンが含まれる可能性を排除できないメニューに関しては、注意喚起を図る等対応を行って下さい。

【消費者庁サイト】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/

Ⅰ 消防関連

全国各地で、イベントにおけるガス事故等が多発しています。火気類の取扱い、危機管理には十分にご注意下さい。

商工祭当日（土曜日9時）に消防査察があります。必ず責任者が立ち会い、指導があった場合には適切にご対応下さい。

1. 露店等の開設届出

「露店等の開設届出書」は、主催者にて戸田市消防本部東部分署へ届け出ます。

2. 調理器具

(1) 営業に必要な設備、什器は各自ですべて用意して下さい。

(2) 薪(炭)及びカセットコンロの使用はできません。

3. 設置

(1) 火気器具回りには、不燃材等による三方囲いの設置が必須となります。

(2) 火気器具の下面も同様に不燃材等による養生が必須となります。

(3) 三方囲いの製作には、不燃材のケイカル板をおすすめします。但し、準不燃材は使用できません。

○ 不燃材のケイカル板・不燃材の石膏ボード（タイガーボード）。

× 準不燃材の石膏ボード（タイガーボード）・天井材ジプトーン・キッチンパネル。

※三方囲いの製作時、不燃性のテープ（アルミテープ）を使用し、見た目にもきれいに製作して下さい。

× 燃えるようなガムテープ、養生テープ、ビニールテープは、使用不可。

(4) 消防査察時に火気器具周りを確認し、危険・修正が必要だと判断した場合には迅速にご対応して下さい。

(5) 不燃材のケイカル板、不燃材の石膏ボード【タイガーボード】は、各自持ち帰りとなります。会場での処理はできません。

4. 消火器の設置

- (1) 火器使用を問わず、必ず業務用消火器（10型以上で未使用、使用期限内で消火器の圧力メーターが使用可能圧力範囲内）を設置して下さい。

※持ち込まれる消火器に不備がないか事前に、下記チェック項目をご確認下さい。

- ☐ サイズが10型以上であるか
- ☐ 製造日より10年を過ぎていないか
- ☐ 安全ピンが抜けていないか
- ☐ 封印シールが破れていないか

- (2) 消火器が基準に適合しない場合、消火器の準備が出来るまで販売はできません。

5. 発電機

電力は、主催者で用意した電力を使用することとし、発電機の持ち込み・使用はお控え下さい。

6. 火器使用

- (1) 火元はプロパンガス・電気に限ります。
- (2) プロパンガス設置・保管は各自で対応いただき、安全な取り扱いをお願いします。
- (3) プロパンガスの手配は法令を遵守し、必ず専門業者に委託して下さい。

7. 防火対策

- (1) プロパンガスは、必ず転倒防止措置を行って下さい。
 - 荷締めベルトやPPロープなど
 - ×結束バンド、テープなど
- (2) プロパンガスと火気器具の接続は、1対1を推奨、原則となります。
- (3) 1：2（ガス：火気）接続の際、どのホースがどの火気器具と接続しているか必ず把握して下さい。
- (4) プロパンガスは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所にて設置して下さい。
- (5) 予備のプロパンガスは、使用している火気の場所とは別の場所に保管して下さい。
- (6) その他上記以外に関しては安全に考慮した上で実施して下さい。

8. 注意事項・

- (1) 火気器具の近くには、燃えやすい物を置かない。火気使用中は、絶対にそばを離れないで下さい。
- (2) 火気器具の上部、近くには燃えやすい物（段ボール・キッチンペーパー等）を置かないで下さい。（目安：周囲15cm以上、上方1m以上の距離を保つこと。）・
- (3) 火気器具とガスホースの接続は確実に行い、留め具で必ず固定すること。
- (4) 電源ドラムを使用する場合は、全てのケーブルを出して下さい。
- (5) 電気容量がオーバーしていなくても、タコ足による配線でショートする可能性があります。また、電源ケーブルのコネクタ部分が濡れやすい場所にあたり、踏みつけてしまうと同様の発火事故へ繋がります。
- (6) 電源事故が起きないように、予め容量確認、安全なレイアウトを組んで下さい
- (7) 非常事態が起きた場合、まず火を消し、ガスの元栓を必ず閉めて下さい。

◆重要連絡事項◆

1. 地震発生時の対応

- (1) 地震が発生したら全ての火気の使用を止めて下さい。出店ブースはテントで組まれており、決して安全ではありません。速やかに看板やブースから離れて下さい。
- (2) スタッフは、参加者をブースから離れるように案内して下さい。
- (3) 火災発生の際は直ちに消火をお願いします。※消火器の設置場所にご留意下さい。

2. 台風及び悪天候の対応

- (1) 10月20日(月)の段階で、開催が困難であると判断された場合、中止決定をし、TELL・FAX・メールにて連絡いたします。なお、開催可能であると判断された場合は、予定どおり実施する方向で準備を進めます。この場合、連絡はいたしません。
- (3) 開催を決定した場合でも、その後に予想外の荒天等となった場合は、会場設営が困難となるため、開催中止とさせていただく場合があります。
- (4) 商工祭開始後に天候が急変し、実施が困難になった場合は、開催中であっても中止とさせていただく場合があります。

3. 会場に関すること

- (1) 会場内施設の破損・損傷等はすべて弁償していただきます。
- (2) 水道は会場内に1か所設置されていますのでご使用いただけますが、排水することはできませんので、汚水、油及び残渣などは各自持ち帰り、適切に処分して下さい。
- (3) トイレは庁舎内、後谷公園内、文化会館、市民活動支援センターをご利用下さい。

4. 会報誌への掲載

当日、主催者にて会報用写真を撮影しますので、予めご了承下さい。

5. その他

本ガイドラインに記載のない事項について、新たに発生及び決定した場合は、速やかに連絡します。

◆免責事項◆

- (1) 出店に係わる盗難、破損、事故、来場者・出店者同士のトラブル等について、主催者は一切責任を負いません。自らの責任において誠実に対応し、当事者間にて解決して下さい。
- (2) 天災地変・不可抗力の原因により開催中止、規模縮小となった場合の損失補償はいたしません。

◆その他◆

■ 広報・プレスリリース

主催者にて以下のとおり広報・プレスリリースを行います。出店者様におかれましては多くの方にお越しいただき素敵な商工祭になるよう、PRにご協力をお願いいたします。

- ・ 戸田市商工会ホームページ <https://www.toda.or.jp/>
- ・ 戸田市商工会会報「YOUR」
- ・ 戸田市役所ホームページ <https://www.city.toda.saitama.jp/>
- ・ 戸田市役所広報

■ お問い合わせ

戸田市商工祭実行委員会事務局（戸田市商工会内）

〒335-0022 埼玉県戸田市上戸田1-21-23

TEL. 048-441-2617（代表） E-mail. toda@syokoukai.jp

※E-mailにてご連絡いただく場合は、件名を「戸田市商工祭」とし、必要事項（店舗名、氏名、電話番号等）を必ず記載して下さい。